の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第

- 一号から第四号までに掲げる事項の通知
- 。 ) の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関に3 前項の規定は、同項第二号 (この項において準用する場合を含む

### ついて準用する。

(振替手続)

しくは記録又は通知をしなければならない。 に従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところの申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの第二百二十三条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、振替 (

う。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならて行うものとする。て行うものとする。前項の申請は、振替によりその口座(顧客口座を除く。)においる前項の申請は、振替によりその口座(顧客口座を除く。)においる

替新株予約権付社債の銘柄及び数当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振

ない。

、若しくは記録する欄(以下この章において「質権欄」という。有欄か、又は第二百二十一条第三項第四号に掲げる事項を記載し一 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保

#### ) か の 別

- この章において「振替先口座」という。) 増加の記載又は記録がされるべき口座 (顧客口座を除く。以下
- 4 第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等はがされるのが保有欄か、又は質権欄かの別四 振替先口座(機関口座を除く。)において増加の記載又は記録
- 項第一号の数(以下この条において「振替数」という。)につい一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。 第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は
- 定により示された事項の通知には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規一 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合ての減少の記載又は記録
- についての増加の記載又は記録欄。以下この条において「振替先欄」という。)における振替数の前項第四号の規定により示された欄(機関口座にあっては、第一の振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、か三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、か
- の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座つ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、か

により示された事項の通知当該直近下位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定

- 等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関
- についての減少の記載又は記録 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数
- た事項の通知|| には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受け|| 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合
- の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録つ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座三(当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、か
- 項の通知

  「関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座関であるものを開設したものでない場合には、その直近下位機関であり、か四の通知
- 。)の通印があった場合こおける当該通印を受けた辰替幾関等こつ6.前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む
- いて準用する。 ) の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等につ
- む。以下この項において同じ。)の通知があった場合には、当該通7 第四項第四号又は第五項第四号 (前項において準用する場合を含

ばならない。知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなけれ

- 載又は記録、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記、当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には
- 項第四号の規定により通知を受けた事項の通知 
  載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記 
  、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関 
  二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には
- ついて準用する。。) の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関に8 前項の規定は、同項第二号 (この項において準用する場合を含む

(抹消手続)

は通知をしなければならない。
に従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところ別申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの第二百二十四条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、抹消

て行うものとする。
て減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対し前項の申請は、抹消によりその口座(顧客口座を除く。)におい

2

ない。 )は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならう。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければなら、第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」とい

3

- 約権付社債の銘柄及び数ーー当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予
- 、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。4)第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は
- 項第一号の数についての減少の記載又は記録申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同

当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関

- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知
- | 当該通知をしたコ座管理幾関のコ座の顧客コ座における第三項等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 第一号の数についての減少の記載又は記録 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項
- に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関
- 。) の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等につ6 前項の規定は、同項第二号 (この項において準用する場合を含む
- 7 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社等 (第七十

いて準用する。

して申請することを請求することができる。
して申請することを請求することができる。
に対して振替新株予約権付社債の関還をするのと債権者又は質権者に対し、振替新株予約権付社債の償還をするのと債権者又は質権者に対し、振替新株予約権付社債の償還をするのと債権者又は質権者に対し、振替新株予約権付社債の償還をするのと人の当該償還に係る振替新株予約権付社債の償還をするのとの当該償還に規定する社債管理会社等をいう。次項において同じ。

対し当該償還額の支払をする場合について準用する。債の償還を受けた社債管理会社等が当該社債権者又は当該質権者に割り、対債権者のは質権者のために振替新株予約権付社

における記載又は記録手続)(振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間の満了後)

又は記録手続)(振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する記載

る加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

「第二百二十六条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債(社債の償還済第二百二十六条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の発行者は、第二百四十六条第一項の一定の日以 新株予約権付社債の発行者は、第二百四十六条第一項の一定の日以 (第二百二十六条 特定の銘柄の振替新株予約権を消却しようとする場合 (第二百二十六条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債(社債の償還済

権付社債を含む。)について、その備える振替口座簿における減少予約権付社債に付された新株予約権が消却された後の振替新株予約たところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債(振替新株介頂までの規定により、当該通知において次項の規定により示され、前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第

ければならない。
3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さな

当該消却によりその口座において次項第一号の減少及び増加の

及び増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

二 当該消却により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数 電子に記録かざれるべき振替新株予約1 当該消去により減少の記載又に記録かざれるべき振替新株予約1

## 権付社債の銘柄及び数

が保有欄か、又は質権欄かの別四(第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるの

五 その他主務省令で定める事項

- 等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関
- る次の記載又は記録前項第一号の口座の同項第四号の規定により示された欄におけ
- 前項第二号の数についての減少の記載又は記録
- に対する前項第二号、第三号及び第五号の規定により示された事二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関ロ 前項第三号の数についての増加の記載又は記録
- 等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関項の通知

5

- 載又は記録当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における次の記
- 第三項第二号の数についての減少の記載又は記録

第三項第三号の数についての増加の記載又は記録

 $\Box$ 

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関

に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

。)の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等につ6 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む

#### いて準用する。

うものとする。 (次条第五項に規定する場合を除く。)には、当該消却に係る通知をしなければならない。この場合においてく、当該消却に係る通知をしなければならない。この場合においてく、当該消却に係る通知をしなければならない。この場合においていて減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して治路のものに限る。)に付された新株予約権を消却しようとする場合のものとする。

(新設)

- しなければならない。

  その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、「、項までの規定により、当該通知において次項の規定により示され
- ければならない。 3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さな
- 「「「「「「「「「」」」」」というでは、「「」」と、「「「「「」」」が、「「」」の氏名又は名称及び当該口座「「」」の記載又は記録がされる「「」当該消却によりその口座において減少の記載又は記録がされる
- 権付社債の銘柄及び数二(当該消却により減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約

第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄

又は質権欄かの別

等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関

4

- | 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄におけ
- に対する前項第二号の規定により示された事項の通知二、当該振替機関等が口函管理機関である場合には、直近上位機関
- 等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関
- 第二号の数についての減少の記載又は記録「当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項」
- に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関
- いて準用する。。) の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等につる 前項の規定は、同項第二号 (この項において準用する場合を含む)

る記載又は記録手続)(振替新株予約権付社債に付された新株予約権の全部の消却に関す

た振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。 の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えみのものを除く。)に付された新株予約権の全部を消却しようとす第二百二十八条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債(社債の償還済

- 当該新株予約権が消却された後の振替新株予約権付社債の銘柄
- || 当該新株予約権を付した振替新株予約権付社債の銘柄
- 三第二百四十六条第三項の一定の日
- 事頁 四 第一号の振替新株予約権付社債の総数その他主務省令で定める
- 知をしなければならない。 直近下位機関に対し、同項第一号から第三号までに掲げる事項の通ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、その2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直2
- 保有欄等において、次に掲げる措置を執らなければならない。二号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている同項第三号の一定の日において、その備える振替口座簿中の同項第3 第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、
- 社債の数をいう。)の増加の記載又は記録欄等に記載又は記録がされている同項第二号の振替新株予約権付一 第一項第一号の振替新株予約権付社債についての数 (当該保有
- は記録の抹消 第一項第二号の振替新株予約権付社債の全部についての記載又
- いて準用する。
  ) の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関につ4 前二項の規定は、第二項 (この項において準用する場合を含む。
- 定を除く。)は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債(社債の償還5 前各項の規定(第一項第一号及び第四号並びに第三項第一号の規

み替えるものとする。| 一号から第三号まで」とあるのは、「同項第二号及び第三号」と読する場合について準用する。この場合において、第二項中「同項第済みのものに限る。) に付された新株予約権の全部を消却しようと

又は記録手続)(振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する記載)

しなければならない。その備える振替口座簿における増加の記載若しくは記録又は通知をその備える振替口座簿における増加の記載若しくは記録又は通知をたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されが項前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第

2

3

発行者は、

第一項前段の通知において、

次に掲げる事項を示さな

### ければならない。

- れる加入者の氏名又は名称及び当該口座第一項の措置によりその口座において増加の記載又は記録がさ
- 予約権付社債の銘柄及び数二の第一項の措置により増加の記載又は記録がされるべき振替新株
- 三 その他主務省令で定める事項
- 等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関
- 増加の記載又は記録「前項第一号の口座の保有欄における同項第二号の数についての」

当該振替機関等が口座管理機関である場合には、

直近上位機関

- 第二号の数についての増加の記載又は記録当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項
- に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知 一 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関
- 。 ) の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等につ6.前項の規定は、同項第二号 (この項において準用する場合を含む
- いて準用する。 ) の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等につ

(振替新株予約権付社債の償還に関する記載又は記録手続)

して行うものとする。
して行うものとする。
して行うものとする。
して行うものとする。
して行うものとする。
して行うものとする。

- しなければならない。 その備える振替口座簿における増加の記載若しくは記録又は通知をたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、「「項までの規定により、当該通知において次項の規定により示され 「資明前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第
- ければならない。 3 発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さな
- れる加入者の氏名又は名称及び当該口座第一項の措置によりその口座において増加の記載又は記録がさ
- 予約権付社債の銘柄及び数 第一項の措置により増加の記載又は記録がされるべき振替新株
- か、又は質権欄かの別ニュー第一号の口座において増加の記載又は記録がされるのが保有欄ニー
- 四のその他主務省令で定める事項
- 4 第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関

等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- る同項第二号の数についての増加の記載又は記録 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄におけ
- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関に対する前項第二号及び第四号の規定により示された事項の通知 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関
- 等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- | 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関第二号の数についての増加の記載又は記録| 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項
- 。/2種口があった場合における省変種口に受けた最替機関等に26.前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含むに対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- いて準用する。。)の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等につ。)の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等につ

に関する特例) ( 株券喪失登録がされた株券に係る振替新株予約権付社債の引受権

替新株予約権付社債については、第二百二十二条第一項の通知をす「三百四十三条第三項において同じ。)の行使によって発行された振り三第一項第九号に規定する新株予約権付社債の引受権をいう。第5録者(第百四十六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう第二百三十一条「商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失

### ることができない。

3 2 機関に対し、 項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当 規定する名義人をいう。 出をした既存特別口座が開設されているときは、この限りでない。 めに振替新株予約権付社債の発行者の申出により振替機関等が開設 該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座(当該名義人のた ければならない。 ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一 振替新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設の申出をしな 株式についてのその日における名義人 (第百四十六条第二項本文に 百三十条ノ八第一項に規定する日をいう。 以下この条において同じ |た口座(以下この章において「既存特別口座」という。) を除く 前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日 前項の振替新株予約権付社債の発行者は、商法第二百三十条ノハ を通知したとき又は当該発行者が当該名義人のために開設の申 において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の 項に規定する日(第百四十六条第二項本文に規定する商法第一 遅滞なく、 次に掲げる事項の通知をしなければならない。 当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替 以下この条において同じ。 )のために当該

四

がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座)

前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座

( 当該通知

第二号の加入者が有する第一号の振替新株予約権付社債の数

前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称

第一項の振替新株予約権付社債の銘柄

- 2 1 6 -

事項
「第一号の振替新株予約権付社債の総数その他主務省令で定める」

とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二百三十一条第三項第三号」と、「前項第二三号」とあるのは「第二百三十一条第三項の規定は、前項の通知があった 4 第二百二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の通知があった

とができない。
の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をするこ
が権付社債については、当該加入者又は当該振替新株予約権付社債
「加入者は、既存特別口座に記載され、又は記録された振替新株予

替の申請をすることができない。をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振り、第一項の振替新株予約権付社債に係る既存特別口座の開設の申出

(記載又は記録の変更手続)

につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿二百二十一条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項第二百三十二条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第

にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

(新設)

(新設)	第二百三十六条 加入者は、その口座(口座管理機関の口座にあって(加入者の権利推定)
(新 設)	第三者に対抗することができない。
(新 設)	を生じない。
(新 設)	効力を生じない。 効力を生じない。 効力を生じない。 効力を生じない。 がその口座における保有欄(機関口座にあっては、第二百二十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄において同じ。)の譲渡は、第二百二十三条第一項の振替の申請ににおいて同じ。)の譲渡は、第二百二十三条第一項の振替の申請にの当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けることなく弁第二百三十三条 振替新株予約権付社債(差押えを受けることなく弁第二百三十三条 振替新株予約権付社債の譲渡)

Ιţ 約権付社債についての権利を適法に有するものと推定する。 自己口座に限る。) における記載又は記録がされた振替新株予

#### (善意取得)

第二百三十七条(第二百二十三条第一項の振替の申請によりその口座 ときは、この限りでない。 受けた加入者 (機関口座を有する振替機関を含む。) は、当該銘柄 権利を取得する。 ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失がある の振替新株予約権付社債についての当該増加の記載又は記録に係る 定の銘柄の振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録を (口座管理機関の口座にあっては、 自己口座に限る。 )において特 (新設)

( 超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務)

第二百三十八条(前条の規定による振替新株予約権付社債の取得によ 銘柄の振替新株予約権付社債を取得しなければならない。 の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、 の発行総数を超えることとなる場合において、 の振替新株予約権付社債の総数が当該銘柄の振替新株予約権付社債 りすべての振替新株予約権付社債権者の有する同条に規定する銘柄 第一号の数が第二号

数の合計数 に記載され、 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座 又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の

当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数(発行者が第二百

ことができない振替新株予約権付社債の数を除く。)三十一条第一項の規定により第二百二十二条第一項の通知をする

それぞれ当該各号に定める数をいう。
 前項の「発行総数」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

のの数を除く。) 。)があった振替新株予約権付社債の数(社債の償還があったも 一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものと 一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものと 一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものと があった振替新株予約権付社債が新株予約権の行使後のものであ

のの数を除く。) 。)があった振替新株予約権付社債の数(社債の償還があったも された振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却を除く 一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものと 一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものと 前項の振替新株予約権付社債が新株予約権の消却後のものであ

前各号に掲げる場合以外の場合 振替新株予約権付社債の割当

兀

消却若しくは行使又は社債の償還があったものの数を除く。 行った払込みに係る振替新株予約権付社債の総数(新株予約権の てを受けた者が商法第三百四十一条ノ七第一項の払込期日までに

- 3 たとした場合の数とする。 定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権付社債を取得 は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生 した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかっ 移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、 第一項第一号に掲げる数は、 同号に規定する口座における増加又 前条の規
- 5 4 いての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。 たときは、直ちに、 前項に規定する振替新株予約権付社債についての権利は、 振替機関は、 第一項の規定により振替新株予約権付社債を取得し 発行者に対し、 当該振替新株予約権付社債につ 同項の
- 6 規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。
- 債について振替口座簿の抹消を行わなければならない。 放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替新株予約権付社 振替機関は、振替新株予約権付社債について第四項の規定により

前条第一項に規定する場合において、第一号の数が (新設

当該口

第二百三十九条

座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄

第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、

超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務)

の振替新株予約権付社債について権利の全部を放棄する旨の意思表

## 示をしなければならない。

- 株予約権付社債の数の合計数関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新国が加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新国該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機
- 当該銘柄の振替新株予約権付社債の数当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における
- 2 前条第三項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
- は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消二(前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又一(前項第一号に掲げる数)

滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる数

- ければならない。
  は、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなる。 口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたとき
- 当該放棄の意思表示をした旨
- 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同二 当該放棄の意思表示に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数

い。
る振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならなる振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならな項第二号に掲げる銘柄の振替新株予約権付社債について、その備え

げる数の減少の記載又は記録前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲

記載又は記録
「前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における

第二百四十条 第二百三十八条第一項に規定する場合において、同項 (取扱い)

の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数(同付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号までの間は、各振替新株予約権付社債権者は、当該振替新株予約権に規定する振替機関が同項及び同条第四項の義務の全部を履行する

除した数)に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗するこ条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控

とができない。

の同項に規定する超過数に関して、当該振替新株予約権付社債権棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関について規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放利権付社債の数(当該振替機関の下位機関であって前条第一項の当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予

を控除した数) 債権者に限る。)について次条第一項の規定により算出された数録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記者

を負う。 振替機関は、各振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務振替機関は、各振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務2 第二百三十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する

(最) (分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする) (情のうち同項の規定により算出された数に相応する額に関する部) (該銘柄(社債の償還済みのものを除く。)の振替新株予約権付社 (対債の償還済みのものを除く。)の振替新株予約権付社債権者の有する当)

義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務 一 前号に掲げるもののほか、第二百三十八条第一項又は第四項の

ける取扱い) (口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合にお

第二百四十一条 じた数に関する部分について、 の一部が履行されたときは、 その有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第 予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。 又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株 行するまでの間は、振替新株予約権付社債権者 ( 当該口座管理機関 項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履 |号の数に占める割合を同条第| 項に規定する超過数 ( 同項の義務 位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該振替新株 いての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下 十九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債につ 約権付社債の数(当該口座管理機関の下位機関であって第二百三 当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予 第二百三十九条第一項に規定する場合において、 当該履行に係る数を控除した数)に乗 発行者に対抗することができない。 は 同

座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替予約権付社債権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口

新株予約権付社債権者に限る。) についてこの項の規定により算

記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株

当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は

予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総

出された数を控除した数)

(新設)

設

の規定により算出された数の合計数を控除した数)の規定により算出された数の合計数を控除した数)の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債権者についての項が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社の下位を関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社の下位機関についての権利の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の数(当該口座管理機関の下位機関であって第二百三十九条第一項数(当該口座管理機関の下位機関であって第二百三十九条第一項

て次に掲げる義務を負う。

口座管理機関は、前項に規定する振替新株予約権付社債権者に対し
2 第二百三十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する

の支払をする義務 額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息株予約権付社債のうち同項の規定により算出された数に相応する株予約権付社債のうち同項の規定により算出された数に相応するが項の場合において、同項に規定する振替新株予約権付社債権

義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務「前号に掲げるもののほか、第二百三十九条第一項又は第三項の

(発行者が誤って振替新株予約権付社債の償還等をした場合におけ

応する金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者により当該発行者に対抗することができないものとされた部分に相第二百四十二条(発行者が第二百四十条第一項又は前条第一項の規定)

係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債に

- 一号又は前条第二項第一号の規定による振替新株予約権付社債権者<br/>
  3 発行者は、第一項に規定する金額の限度において、第二百四十条第二項第本の償還又は利息の支払をしたと<br/>
  上と、「振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、前項に規定する元本の償還とする義務を負わない。
- に対抗することができる数を減少させる効力を有しない。 ても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債についての当該発行者についてした新株予約権の消却は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債

の振替機関等に対する権利を取得する。

- 、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。権者に金銭が支払われたときは、当該振替新株予約権付社債権者は5 前項に規定する新株予約権の消却に際して振替新株予約権付社債
- 関等に対する権利を取得する。 前条第二項第二号の規定による振替新株予約権付社債権者の振替機項に規定する金額の限度において、第二百四十条第二項第二号又は6 発行者は、第四項に規定する新株予約権の消却をしたときは、前

第四節 商法の特例

(新株予約権付社債の発行に関する商法の特例)

規定の適用がある旨を記載しなければならない。
申込証の用紙には、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の第二百四十三条 振替新株予約権付社債についての新株予約権付社債 (

る旨を記載し、又は記録しなければならない。 は、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用があ2 振替新株予約権付社債についての新株予約権原簿及び社債原簿に

3 振替新株予約権付社債の申込みをしようとする者も、同様とする。とする者も、同様とする。 とする者も、同様とする。 とする者も、同様とする。 とする者も、同様とする。 とする者も、同様とする。 とする者も、同様とする。 とする者も、同様とする。 とする者も、同様とする。 とする者も、同様とする。 とする者も、同様とする。 とする者も、同様とする。

付社債権者の議決権等)(超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における新株予約権

(新設)

出された数を除く。)に相応する社債の金額に応じて、社債権者集数(第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の規定により算条第一項の規定にかかわらず、その有する振替新株予約権付社債の常においては、各振替新株予約権付社債権者は、商法第三百二十一第二百四十四条(第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の場

# 会における議決権を有する。

付社債を有しないものとみなす。
、当該各項の規定により算出された数については、振替新株予約権条第一項又は第二百四十一条第一項の振替新株予約権付社債権者は、当該各項の規定の適用については、第二百四十2 商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項並びに担保附

(証明書の供託)

には、第五項の規定により書面の交付を受けた上、当該書面を供託|第二百四十五条 振替新株予約権付社債権者が次に掲げる行為をする| (

しなければならない。

第三項の規定による社債権者集会の招集

商法第三百二十条第五項において準用する同法第二百三十七条

社債権者集会における議決権の行使

の状況の検査四、担保附社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管

ばならない。 するには、会日の一週間前までに前項の規定による供託をしなけれずるには、会日の一週間前までに前項の規定による供託をしなけれ

、それぞれ当該各号に定めるものに供託する方法により行わなけれる 第一項の規定による供託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ

#### ばならない。

- 一社債管理会社がある場合・当該社債管理会社
- がある場合(当該受託会社) 担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社
- 4 供託法第一条ノニから第二条までの規定は、前項第三号の規定に項に規定する倉庫営業者若しくは銀行 前二号に掲げる場合以外の場合 供託所又は供託法第五条第一

より供託所に第一項の規定による供託をする場合について準用する

- 機関に返還していないものについては、この限りでない。

  一定による書面の交付を受けた者であって、当該書面を当該直近上位では、当該振替新株予約権付社債についての第二百二十一条第三による書面の交付を頭を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、当該振替新株予約権付社債についての第二百二十一条第三による書面の交付を頭が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録が上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録が上述を表
- 抹消の申請をすることができない。
  、第二百二十三条第一項の振替の申請又は第二百二十四条第一項の該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当
- 新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する商法の特

- (新設)
- された日にその効力を生ずる。

  第一号イ又は第二百二十七条第四項第一号の減少の記載又は記録が
  第一号イ又は第二百二十七条第四項第一号の減少の記載又は記録が
  同法第二百八十条ノ三十六第三項の規定にかかわらず、振替新株予
  する場合には、商法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する
  2 第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段に規定

三 第二百二十八条第一項の通知 同項第四号に掲げる事項 (新設) 第二百二十八条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号(同条第六項において準用する場合を含む。)の通知 同条第三項第四号に掲げる事項 四号に掲げる事項 同項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権付社債の発行 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権付社債の発行 前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権付社債の発行 (新設)第一節 投資口の振替 (新設)の通知 同項第四号に掲げる事項 (新設)
--

- 。)の決定によらなければならない。
  | 法第九十七条第一項に規定する執行役員をいう。次項において同じ| 「項に規定する設立企画人をいう。)全員の同意又は執行役員(同は、設立企画人(投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第2 発行者が、その投資口について第十三条第一項の同意を与えるに
- なければならない。 人に関する法律第百五条に規定する役員会をいう。) の承認を受ける 前項の執行役員の決定については、役員会 (投資信託及び投資法

(投資証券の不発行等)

以下同じ。)を発行することができない。 台法人に関する法律第八十三条第二項に規定する投資証券をいう。 第二百五十一条 振替投資口については、投資証券(投資信託及び投)(

3 発行者が発行済みの投資口について第十三条第一項の同意を与え

投資証券(公示催告手続(非訟事件手続法第百四十二

た場合には、

| 項第一号の一定の日において、無効とする。| のを除く。) は、次条において読み替えて準用する第百三十一条第条に規定する公示催告手続をいう。以下同じ。) が行われているも

投資口に関する株式に係る規定の準用)

第二百五十二条 れぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、 十四条第七項から第十項まで、 項から第十項まで、 三十五条、第百三十八条から第百四十一条まで、第百四十二条第七 百六十九条第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同 百五十三条第六項、第百五十四条第六項、第百五十五条第三項第三 第百六十条第二項、 )は、投資口について準用する。この場合において、次項に定 第百五十八条第一項、第二項第二号から第四号まで及び第五項 第七章の規定(第百二十八条、 第百四十三条第七項から第十四項まで、 第百六十三条から第百六十八条まで並びに第 第百四十五条第五項及び第六項、 第百三十四条、 第百四 第百

数

口数

少数株主権等	特定被通知株主	合計数	超過数	存続会社	新設会社	消滅会社	発行総数	振替数	株主名簿	総数
少数投資主権等	特定被通知投資主	合計口数	超過口数	存続法人	新設法人	消滅法人	発行総口数	振替口数	投資主名簿	総口数

				ᆹ	2				
I	第百三十一条第一	項第四号第百二十九条第三	項第二号第百二十九条第三		欄に掲げる規定中国第七章の規定を投資	株	特別株主	営業年度	株式申込証
その旨	特定の種類の株式	。 以下同じ。 )株主(端株主を含む	種類商号及び振替株式の		上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ写第七章の規定を投資口について準用する場合において、	投資口一口	特別投資主	営業期間	投資口申込証
定の日において投資	投資口	投資主	商号	必要な技術的読替えは、	は、それぞれ同表下欄に場合において、次の表の		土		

				,		
		項第二号				
、第百四十条第二項	十条第二項及び同条第三項 (第百四	用する場合を含む。 用する場合を含む。	株主名簿	一月前までに	第一号の	
及び第百四十六条第	同条第三項(	次項本文	投資主名簿 (投資信 ・ で で で で で で で で で で で で が で で が で で が で	、 かつ、	同号の	証券は無効となる旨

項第百三十一条第六	I	第百三十一条第三		
項において準用す 同項第二号(この	特定の種類の株式	以後、速やかに	七項から第十項まで において準用する場 合を含む。)及び第	及び第百四十六条第五項第百四十三条第二項第十項、第十二項及第十二項及第十二項及の第十二項及の第十二項及の第十二項及の第十一項を含む。
項において準用す同項第二号(この	投資口	に おいて	同条第三項	本文 第百四十三条第二項 項

																	用する。	理機関について準	知を受けた口座管	合における当該通	の通知があった場	る場合を含む。)
うとするときには	項の同意を与えよ	て、第十三条第一	いない場合であっ	証券が発行されて	の規定により投資	第八十四条第一項	法人に関する法律	投資信託及び投資	条ノ二第三項又は	商法第二百二十六	において準用する	第八十三条第五項	法人に関する法律	投資信託及び投資	口の全部について	7 発行済みの投資	用する。	理機関について準	知を受けた口座管	合における当該通	の通知があった場	る場合を含む。)

併合	消却又は併合	第百三十六条第一
投資口	株主の有する当該振 商法第二百十三条第 可の規定による株 する場合又は当該振 する場合又は当該振	項第百三十六条第一
投資口	特定の種類の株式	項及び第三項第百三十三条第二
、第一項の規定に を がかわらず、発行 を の一定の日の一月 の一定の日の一月 がまでに公告し、 では投資主に通知		

項第三号	項第百三十六条第六	項第百三十六条第三	明第二号のび第二号及び第二
一項 商法第二百十九条第		一定の日(株式の消 をしようとする場合において、当該一定の日に商法第三百 七十六条第一項及び 第二項の手続が終了	十五条ノニの強力を表別である。
十七条第三項投資信託及び投資法	十六条第一項人に関する法律第八投資信託及び投資法	一定の日	第二百五十六条第一

第百四十三条第	項第百四十二条第六	項第一号 第百四十二条第	項第百四十二条第	項 第百三十七条第三	
社が合併に際して発		発行し、又は移転す	移転しようとする 行する振替株式の発 行に代えてその有す る自己の振替株式の発		同条第二項
光一発行しようとする	十六条第一項十六条第一項	発 行 す る	光光光子である。	十七条第四項十七条第四項	同条第四項

第百三十一条第	株券喪失登録がされ	第百四十六条第一
	でその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとする	
発行しようとする	デザム 長替末代では 社が合併に際して発 発行し、又は存続会	第百四十五条第一
発 行 し た	だ 発行し、又は移転し	第百四十四条第二
投資	特定の種類の株式	第百四十三条第三
発 行	発行又は当該移転	項第二号第百四十三条第一
	移転しようとする 移転しようとする	

項第百四十六条第二		項
条ノ七第二項(同条円(同法第二百三十日)の法第二百三十条ノ	第百三十条第一項、第百三十条第一項において準用する場合を含む。)及び第十同条第八項及び第十同条第八項及び第十同条第八項及び第十同条第八項及び第十回条第八項及び第十四条第八項及び第十四条第八項及び第十四条第八項及び第十四条第八項及び第十四条第八項及び第十四条第一項において準用する場合を含む。)	株は同条第六項の株式、商法に株券の株式、商法には同条第六項の株式、同項第一号の株式、同項第一号の株式、同項第一号の株式、同項第六号の新株又に対している。
省令で定めるものをは謄本その他の主務同項の投資証券に係	四項のである。第百三十一条第四項十三条第四項	部一号の一定の日に 第一号の一定の日に 第一号の一定の日に 当該投資口

求 こ 求 に は は は に は に は に は に は に は に は に が が が が	する名義人をいい、	(大)
---	-----------	---

項	名義人の	規定する日名義人が同	で同じ。公司では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番
日以後 ハ第一項に規定する 場合には 高法第二百三十条ノ 同項の請求があった	請求者の	規定する日 三十条ノ八第一項に 日 請求者が当該申出の名義人が同法第二百 請求者が当該申出の	(元)

項第百五十五条第三	項第百五十三条第一			項の表第百四十六条第五	項第二号第百四十六条第三
の金銭の分配を受けれ十三条ノ五第一項権利及び同法第二百	された、又は転換	一項の振替株式に、第百四十六条第同項に規定する日後	式の前に株券喪失登日の前に株券喪失登の木を作者の前に株券を入る	当該株式となる前に特定の種類の株式が	名義人
相利	払い戻された	当該持資口	第百四十六条第二項の前に当該請求に係	となる前に当該投資となる前に当該投資口が振替投資口が振替投資口	請求者

	T			
項第百五十七条第三	項第百五十七条第二	項第百五十七条第一	項第四号名	
	消 却	消却又は転換	前号に規定する	る権利
十六条第一項 人に関する法律第八 投資信託及び投資法	払戻し	払戻し	発行者が議決権を行 で投資法人に関する で推開する商法第二 可において読み替え で準用する商法第二 可二十四条ノ三第一 可の規定により一定	

項	項第一号 株式申込証 株式申込証	項 第百五十七条第五 消却	し 金 金 本 の 九 の 九 の 計 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
商法第二百八十条ノ証書に記載し、又は若しくは新株引受権	正 証		し 金若しくは利益準備 本若しくは利益準備 本若しくは利益準備 本若しくは利益準備
らない。	保護日申込証(投資日申込証(投資日申込証(投資日申込証をいう。以 日申込証をいう。以 日申込証をいう。以 日申込証をいう。以 日申込証をいう。以 日申込証をいる。 (投資 日申込証をいる。)	払戻し	る金銭の分配

とき。	商法第二百九十三条	項第三号 第百五十九条第一
律 第二百五十六 投資法人に関する法 で関する法 で関する法	商法第二百十五条ノー項、第二百十九条第二百十九条第二百十九条第二百十九条第二百七十四条ノニ十五第四項において準用する場合を含む。)又は第三百七十四条ノ三十一第三日七十四条ノ三十一第三百七十四条ノ三十一第三百七十四条ノ三十一第三百七十四条ノ三十一第三十四条ノ三十一第三百七十四条ノ三十一第三十四条ノ三十一第三十四条ノ三十一第三十四条ノ三十一第三十四条ノ三十一条ションを含む。)	項第二号 第二号 十九条第一
	大第二項に規定する 料式の発行者に示さ 料式の発行者に示さ	

	第百六十条第一項		
同法第二百六条第一	第一項第二百二十三条	株主 (当該発行者が 同項の規定により定 でいる場合にあって は、営業年度ごとの その日の株主)	より定款をもって営 業年度中の一定の日 を定めている場合に あっては、営業年度 下とき(第一号 に該当するときを除
同法第七十九条第一	十二条第一項投資信託及び投資法	投資主	

第百六十九条第一	項第百六十二条第一		第百六十一条		第百六十条第三項	
第百三十一条第四項	項商法第二百六条第一	又は当該単元未満株 対については、当該 満株式の数を一単元 の株式数で除した数	き	簿株主名簿又は端株原	前二項	項
第百三十一条第四項	十九条第一項人に関する法律第七投資信託及び投資法	数(	生じたとき	投資主名簿	第一項	項

項第六号第百六十九条第一		項第五号		項第二号
項、第十二項及び第(同条第八項、第十二系第四項	場合を含む。) 場合を含む。) 同条第一項第七号(	第百四十二条第一項 が第十項において準 が第十項において準	する場合を含む。) 第一項において準用 第百三十一条第四項	(第百四十条第一項
第百四十三条第四項	同項第七号	前段 第百四十二条第一項	同項第九号	

十三項において準用 同条第四項第九号 ( 同条第八項、第十項 する場合を含む。 る場合を含む。 三項において準用す 第十二項及び第十 同項第九号

(新設)

第二百五十三条 らない。 載又は記録である旨を投資主名簿に記載し、又は記録しなければな をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記 ることを請求したときは、発行者は、当該投資口について当該請求 該質権者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載又は記録をす 第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、 されていない者が、前条において読み替えて準用する第百三十一条 って投資主名簿 (投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第 条第一項の同意を与えようとする場合に、当該投資口の質権者であ (発行済みの投資口を振替投資口とする場合の特例) 項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。) に記載又は記録が 発行者が投資法人の成立後に投資口について第十三

(新設)

## (振替投資口の払戻しに関する記載又は記録手続)

関に対して行うものとする。

対ようとする加入者は、抹消によりその口座(顧客口座を除く。
はようとする加入者は、抹消によりその口座(顧客口座を除く。
において、当該申請は、抹消の申請をしなければならない。この場

- ならない。 という。) は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければ8 第一項前段の申請をする加入者 (以下この条において「申請人」
- | の銘柄及び口数 | 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替投資口
- |有欄か、又は質権欄かの別|| 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保
- うち当該投資主ごとの口数についての投資主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の口数の権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替投資口三 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが質
- 第一項前段の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関

4

等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

- に掲げる記載又は記録ーーを開ける記載又は記録の日座の前項第二号の規定により示された欄における次
- イ 前項第一号の口数についての減少の記載又は記録
- 、前項第三号の投資主ごとの口数の減少の記載又は記録ローイの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には
- 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関
- 5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知
- 第一号の口数についての減少の記載又は記録「当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項」

直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

等は、

- に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関
- いて準用する。 ) の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等につ6 前項の規定は、同項第二号 (この項において準用する場合を含む
- 申請することを請求することができる。
  「係る振替投資口の口数と同口数の抹消をその直近上位機関に対してにその口座における当該振替投資口の銘柄についての当該払戻しに発行者は、投資主に対し、振替投資口の払戻しをするのと引換え

、振替投資口を投資証券とみなす投資信託及び投資法人に関する法

第二百五十八条 振替投資口については、投資信託及び投資法人に関除外) (振替投資口についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用	定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。第二百五十七条 発行者は、振替投資口の発行を無効とする判決が確投資法人に関する法律の特例)(振替投資口の発行無効判決が確定した場合に関する投資信託及び	(振替投資口の併合に関する投資信託及び投資法人に関する法律第八十五条第一項の規定により投資口の併合をしようとする場合には、その旨及び当該発行者の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。	九条の規定の適用については、振替投資口は、投資証券とみなす。法律第百九十六条第一項及び第二項、第百九十七条並びに第二百十第二百五十五条 振替投資口に関する投資信託及び投資法人に関する律の特例)
(新設)	(新設)	(新 設)	(新 設)

準用する商法第二百八十条ノ十七第二項の規定は、適用しない。
 準用する商法第二百八十条ノ十七第二項の規定は、適用しない。
 (国法第八十五条第四項において準用する商法第二百十四条第二項において準用する商法第二百十四条第三項、同法第八十五条第二項において準用する商法第二百十四条第三項、同法第八十五条第二項において準用する商法第二百十四条第三項、同法第八十五条第二項において準用する商法第二百十八条第三項がら第五項において準用する商法第二百八十条第三項から第五項まで、同条第六項において準する法律第七十八条第三項から第五項まで、同条第六項において準する法律第七十八条第三項から第五項まで、同条第六項において準

## 第二節 協同組織金融機関の優先出資の振替

(権利の帰属)

項に規定する理事をいう。)の決定によらなければならない。には、理事(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第七2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与える

(優先出資証券の不発行等)

(新設)

- 2 振替優先出資の優先出資者(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十二条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一が振替機関のよって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかからず、発行者に対し、優先出資証券の発行を請求することができる。
- た日において、無効とする。用する第百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされ第一項において準用する第百四十六条第四項において読み替えて準定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券は、次条次条において読み替えて準用する第百三十一条第一項第一号の一

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百六十一条 第七章の規定 (第百二十八条、第百三十四条第七項 十項、 欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 出資について準用する。この場合において、 項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。) は、優先 八条第一項、 から第十項まで、第百四十五条第五項及び第六項、第百五十三条第 |項、第百六十四条から第百六十八条まで並びに第百六十九条第| 第百三十八条から第百四十一条まで、第百四十二条第九項及び第 これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下 第百五十四条第六項、 第百四十三条第八項から第十四項まで、第百四十四条第七項 第二項第三号及び第四号並びに第五項、第百六十条第 第百五十五条第三項第三号、 次項に定める場合を除 第百五十

(新設)

商号	名称
数	数
総数	総口数
株主名簿	優先出資者名簿
振 替 数	振替口数

特別株主	営業年度	新株引受権証書	株式申込証	少数株主権等	特定被通知株主	合計数	超過数	存続会社	新設会社	消滅会社	発行総数
特別優先出資者	事業年度	優先出資引受権証書	優先出資申込証	少数優先出資者権等	特定被通知優先出資者	合計口数	超過口数	存続協同組織金融機関	新設協同組織金融機関	消滅協同組織金融機関	発行総口数

2 の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄 に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは 項 第百三十一条第一 項第四号 第百二十九条第三 政令で定める。 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、 牛株 その旨 会社の成立後に 株主 (端株主を含む 第一号の 一月前までに 以下同じ。) 優先出資一口 同号の る旨 その旨、第一号の一 発行済みの 優先出資者 出資証券は無効とな 定の日において優先 一月前までに公告し かつ、 次の表

			項第二号		
第十項、第十二項及本文(同条第八項、	及び、第百四十条第二項	十条第二項及び同条第三項 (第百四	用する場合を含む。 別の項本文 (第百四十次項本文 (第百四十	記載又は記録	株主名簿
第百四十三条第二項	及び	同条第三項 (	次項本文	記載	優先出資者名簿(協) 同組織金融機関の優 第二十四条に規定する法律 ある 優先出資者名簿を

7 発行済みの優先		
用する。理機関について準	用する。理機関について準	
知を受けた口座管	知を受けた口座管合における当該通	
の通知があった場	の通知があった場	
る場合を含む。)	る場合を含む。)	
項において準用す	項において準用す	
同項第二号(この	同項第二号(この	項
6 前項の規定は、	6 前項の規定は、	第百三十一条第六
において	以後、速やかに	項第音三十一条第三
3		
	七項から第十項まで	
	合を含む。)及び第	
	において準用する場	
	七項から第十項まで	
同条第三項	同条第三項(同条第	
	• )	
	準用する場合を含む	
	び第十三項において	

うとするときには び優先出資引受権 又は優先出資者及 前までに公告し、 の一定の日の一月 事項を同項第一号 同項各号に掲げる 者は、その旨及び かかわらず、発行 、第一項の規定に 項の同意を与えよ いない場合であっ 証券が発行されて 定により優先出資 条ノ二第三項の規 商法第二百二十六 において準用する する法律第三十条 関の優先出資に関 て協同組織金融機 出資の全部につい て、第十三条第一 (協同組織金融機

優先出資に関する法協同組織金融機関の	一項 商法第二百十三条第	項第百三十五条第一
当該振替優先出資の日以後	市 (市) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	項第百三十四条第一
に 記 載	に記載又は記録	項及び第三項第百三十三条第二
関の優先出資に関っている法律第六条第一項に規定する優先出資引受権をいった。という。以下同じ。とのである者に通知を有する者に通知を有する者に通知となければならない。		

号の第一号及び第二第百三十六条第一		項第百三十六条第一	項第百三十五条第三	項第二号 第百三十五条第一	
消却又は併合	合には 合をしようとする場 合をしようとする場	一項商法第二百十三条第	遅い時というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	四項商法第二百十三条第	
消却	場合には	(では、) では、 できます。 できます できま	一定の日	項第二百六十三条第一	律第十五条第一項

項第百四十二条第一	項第百三十六条第三	項第三号
合併により消滅する	一定の日(株式の消 をしようとする場 をしようとする場 をにおいて、当該一 をにおいて、当該一 での日に商法第三百 での日に商法第三百	十五条ノニー・一五条メニー・一五条メニー・一三条第
合併 (金融機関の合併及び転換に関する法律 (昭和四十三年法律 (昭和四十三年 )第二号から第六号までの規定による合併を除く。による合併を除く。	一定の日	項第二百六十三条第一

		項第百四十六条第一	項及び第三項第百四十四条第二	項第百四十三条第一	
第百三十条第一項、第百三十条第一項、第百三十一条第四項	株。これらの株式又は新	は同条第六項の株式、商法に開発第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、商法を株券の株式、商法	に記載又は記録	記載又は記録	
四項の第百四十三条第四項	当該優先出資	出資証券の優先出資 が行われている優先 が行われている優先	に 記 載	記載	り消滅する

	期間満了の日。以下	
	た場合におけるその	
	が異議を述べなかっ	
	期間内に利害関係人	
	る場合を含む。)の	
	二項において準用す	
	同法第二百十三条第	
	二百二十条第四項 (	
	十六条第一項又は第	
	ときは、同法第二百	
	失登録が抹消された	
滞なく	の規定により株券喪	
あった場合には、遅	する場合を含む。)	
のを添付して請求が	第四項において準用	
主務省令で定めるも	条ノ七第二項(同条	
本又は謄本その他の	日(同法第二百三十	
に係る除権決定の正	八第一項に規定する	項
同項の優先出資証券	商法第二百三十条ノ	第百四十六条第二
	場合を含む。)	
	項において準用する	
	同条第八項及び第十	
	百四十三条第四項(	

請求者が当該申出の	名義人が同法第二百
	て同じ。)
	。以下この条におい
	者をいう。)を含む
	定する株券喪失登録
	十条ノ二第二項に規
	録者(同法第二百三
	なされる株券喪失登
	書換をしたものとみ
	項の規定により名義
	二百三十条ノ七第三
	六第四項又は同法第
	同法第二百三十条ノ
	する名義人をいい、
	三十条第二項に規定
° )	名義人 (同法第二百
て「請求者」という	てのその日における
(以下この条におい	た株券の株式につい
当該請求を行った者	株券喪失登録がされ
	。)において
	この条において同じ

消却された	消却され、又は転換	第百五十三条第一
当該優先出資	一項の振替株式に、第百四十六条第同項に規定する日後	
る優先出資 の前に当該請求に係 の前に当該請求に係	武成がされた株券の株録がされた株券の株	項の表
請求者	名義人	項第二号 第百四十六条第三
場合には同項の請求があった	日以後の法第二百三十条ノ	項第百四十六条第三
請求者の	名義人の	
日	規定する日	

-				
	項第四号五十五条第三	項第二号第百五十五条第三	項第百五十五条第三	項
商法第二百四十一条	前号に規定する	第二項商法第二百四十一条	る権利 の金銭の分配を受け を受ける権利及び同法第二百	された
協同組織金融機関の	受ける者が議決権を行 を定めに協同組織金 を定めに協同組織金 をである法律第二十五 をである法律第二十五 をである法律第二十五 をである。 とのもの。 をである。 をでる。 をでる。 をでる。 とのる。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との。 との	(場別の) は (単年) (単年) (単年) (単年) (単年) (単年) (単年) (単年)	権利	

優先出資引受権証書	新株引受権証書	第百五十八条第二
優先出資申込証(協 同組織金融機関の優 第九条第二項に規定 第九条第二項に規定 する優先出資申込証 をいう。以下同じ。	株式申込証	項第一号
協同組織金融機関の場所の規定する優先出資に関する法律第四条第一項第二号に規定する優先的の場合に関する法のの規定にある。	利益若しくは利息の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	項第百五十七条第三
得第三十二条第三項	消却又は転換	第百五十七条第一

項第二号	項 第 百五十八 条第 四	項第百五十八条第三	項 第 二 号
高法第二百十五条ノニ十五 一項、第二百十九条第一項、第二百十九条第	に 東に規定する契約を 原に規定する契約を の が結する際に当該口 を当該振替株式の が発行者に示さなけれ ばならない。	記載し、又は記録	
協同組織金融機関の 協同組織金融機関の	記載しなければなら	記載	(協同組織金融機関 ) つ。以下同じ。) での優先出資に関する

優先出資者	株主(当該発行者が	
	<ol> <li>,</li> <li>,</li> </ol>	
	に該当するときを除来したとき (第一号	
	ごとに、その日が到	
	あっては、営業年度	
	を定めている場合に	
	業年度中の一定の日	
	より定款をもって営	
	ノ五第一項の規定に	
	商法第二百九十三条	項第三号
とき。	とき(当該発行者が	第百五十九条第一
	場合を含む。)	
	項において準用する	
条第一項	十四条ノ三十一第三	
する商法第二百十九	一項(同法第三百七	
いて読み替えて準用	三百七十四条ノ七第	
第十六条第五項にお	合を含む。) 又は第	
先出資に関する法律	において準用する場	
同組織金融機関の優	十一条ノ十五第四項	
条ノ四第三項又は協	第三項及び第三百四	

		第百六十条第三項			第百六十条第一項						
記載し、又は記録	簿株主名簿又は端株原	前二項	項同法第二百六条第一	記載し、又は記録	第一項商法第二百二十三条	その日の株主)	は、営業年度ごとの	ている場合にあって	中の一定の日を定め	款をもって営業年度	同項の規定により定
司載	優先出資者名簿	第 一 項	<ul><li>律第二十三条第一項</li><li>優先出資に関する法</li><li>協同組織金融機関の</li></ul>	記載	(場別の) は (単年) (単年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1年) (1						

項 第百六十二条第一			第百六十一条	第百六十条第五項	第百六十条第四項
項商法第二百六条第一	又は当該単元未満株 対については、当該 満株式の数を一単元 の株式数で除した数	第一項商法第二百四十一条	き 未満株式が生じたと 生じたとき又は単元	された。又は記録	記載し、又は記録
優先出資に関する法協同組織金融機関の	数(	(では) では、 できまり できます できます できま	生じたとき	記載 さ れ た	記載

項第百六十三条第二				項第百六十三条第一	
場合には	遅い時というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	四項同法第二百十三条第	場合(	項	
にかかわらず 十三条第二項の規定 場合には、第二百六	一定の日	項第二百六十三条第一	場合(自己の有する 場合(自己の有する	律第十五条第一項優先出資に関する法協同組織金融機関の	律第二十三条第一項

	項第五号 第百六十九条第一		項第二号	
項において準用する 同条第一項第七号 (	第百四十二条第一項 前段(同条第九項及 の	第百三十一条第四項第百三十一条第四項	(第百三十一条第四項 (第百四十条第一項 合を含む。)	同条第四項第一号イ
同項第七号	前段第百四十二条第一項	同項第九号	第百三十一条第四項	第百三十四条第四項

第二百六十二条 項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質 優先出資者名簿 (協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十 項の同意を与えようとする場合に、当該優先出資の質権者であって 権者の氏名又は名称及び住所を優先出資者名簿に記載することを請 ていない者が、 四条に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。 ( 発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例) 項第六号 第百六十九条第一 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一 前条において読み替えて準用する第百三十一条第一 第百四十三条第四項 場合を含む。 同条第八項、 同条第四項第九号 ( 十三項において準用 る場合を含む。) する場合を含む。) 三項において準用す (同条第八項、 第十二項及び第十 第十二項及び第 第十項 第 十 同項第九号 第百四十三条第四項 )に記載がされ

(新設)

(新設)	第二百六十五条 振替優先出資については、協同組織金融機関の優先電についての協同組織金融機関の優先出資に関する法で、その箇年の適用除外) ・
	(振替優先出資の発行無効判決が確定した場合に関する協同組織金その効力を生ずる。 前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の一定の日におはたされ
(新設)	第二百六十三条 発行者は、振替優先出資について協同組織金融機関第二百六十三条 発行者は、振替優先出資について協同組織金融機関
	(振替優先出資の消却に関する協同組織金融機関の優先出資に関す 皆を優先出資者名簿に記載しなければならない。 「振替優先出資者名簿に記載しなければならない。」 求したときは、発行者は、当該優先出資について当該請求をした質

項において準用する商法第二百十五条第一項及び第二項並びに第二 条において準用する商法第二百二十六条ノ二の規定は、 組織金融機関の優先出資に関する法律第二十八条並びに同法第三十 資に関する法律第二十二条第三項から第五項まで、 百二十条第四項、 七第二項、 出資に関する法律第十四条において準用する商法第二百八十条ノ十 条第五項において準用する商法第二百十五条第一項及び第二項、第 |百十六条並びに第二百二十条第四項、 項 同条第二項において準用する商法第二百七条第二項、 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第五 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六 協同組織金融機関の優先出 同法第二十六条 適用しない 協同

## 第三節 特定目的会社の優先出資の振替

(新設)

第二百六十六条 優先出資 ( 資産の流動化に関する法律第二条第五項

2

発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与える

取締役の決定(取締役が数人あるときは、

その過半数をもっ

扱うもの(以下この節において「振替優先出資」という。)につい

この節の規定による振替口座簿の記載又は記録

以下この節において同じ。) で振替機関が取り

旧資産流動化法第二条第三項に規定す

る優先出資を含む。

に規定する優先出資をいい、

(権利の帰属)

ての権利の帰属は、

により定まるものとする。

(新設)

## てする決定)によらなければならない。

## (優先出資証券の不発行等)

証券をいう。以下同じ。)を発行することができない。 関する法律第四十八条の四の二第一項に規定する単位未満優先出資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を含む。以下こ 動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券を含む。以下こ 証券をいう。以下回じ。)及び単位未満優先出資証券を含む。以下 回動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券(資産の流

(新設)

2 関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消さ 規定する優先出資社員及び単位未満優先出資証券を発行しない旨の たときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証 失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しない れた場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を の単位未満優先出資社員 (資産の流動化に関する法律第四十八条の る資産流動化計画をいう。以下同じ。 資産流動化計画 ( 資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定す とき又は当該振替優先出資が振替機関によって取り扱われなくなっ 三第一項第一号に規定する単位未満優先出資社員をいう。 以下同じ 六条に規定する優先出資社員をいい、 振替優先出資の優先出資社員 ( 資産の流動化に関する法律第二十 (単位未満優先出資社員の場合にあっては、単位未満優先出資証 を含む。 以下同じ。 ば 当該振替優先出資を取り扱う振替機 )の定めのない特定目的会社 旧資産流動化法第二十六条に

券)の発行を請求することができる。

- 3 えた場合には、 効とする。 替えて準用する第百三十一条第一項第一号の一定の日において、 公示催告手続が行われているものを除く。 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与 優先出資証券及び単位未満優先出資証券(それぞれ は 次条において読み
- よる増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。 条第四項において読み替えて準用する第百三十一条第五項の規定に 未満優先出資証券は、次条において読み替えて準用する第百四十六 定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券及び単位 次条において読み替えて準用する第百三十一条第一項第 号の一

(新設)

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百六十八条(第七章の規定(第百二十八条、 字句と読み替えるものとする。 の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる て準用する。この場合において、 百六十七条、第百六十八条並びに第百六十九条第一項第三号から第 並びに第二項第二号及び第三号、 五十四条第六項、第百五十五条第三項第三号、第百五十八条第一項 六号までの規定を除く。次項において同じ。) は、優先出資につい 第百三十七条から第百四十五条まで、第百五十三条第六項、 次項に定める場合を除き、これら 第百六十四条、第百六十五条、 第百三十四条第七項 第百

株式申込証	新株予約権	少数株主権等	特定被通知株主	合計数	超過数	発行総数	振 替 数	株主名簿	総数	端株主	数
優先出資申込証	新優先出資の引受権	少数優先出資社員権等	特定被通知優先出資社員	合計口数	超過口数	発行総口数	振替口数	優先出資社員名簿	総口数	単位未満優先出資社員	数

			\	2			
Ij	第百三十一条第一	項第四号第百二十九条第三	及令で定める。 は掲げる字句と読み替	第七章の規定を優失	端株原簿	株	特別株主
そ の 旨 及 び	会社の成立後に	以 下	、政令で定める。に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要の上欄に掲げる字句は、	第七章の規定を優先出資について準用する場合において、	単位未満層	優先出資一口	特別優先出資社員
その旨、第一号の一 定の日において優先 出資証券及び単位未 満優先出資証券は無	発行済みの	家育三十一条第一項	必要な技術的読替えは、それぞれ同表下欄		単位未満優先出資原簿		出資社員

株主及び株主名簿	一月前までに	第一号の
優先出資社員等(優先出資社員及び単位 素満優先出資社員及び単位 素満優先出資社員及び単位 一下この条において同じ。)及び優先出資原簿( 一下この条において同じ。)及び優先出資原簿( 一下この条において同じ。)及び優先出資原簿( 一下この条において同じ。)及び優先出資原簿( 一項に規定する。以下同じ。)以下同じ。 一項に規定する。以下同じ。 一項に規定する。以下同じ。 一項に規定する。以下同じ。 一項に規定する。以下同じ。 一項に規定する。以下同じ。 一項に規定する。以下同じ。 一項に規定する。以下同じ。 一項に規定する。以下同じ。 一項に規定する。以下同じ。 一項に規定する。以下同じ。 一項に規定する。以下同じ。 一項に規定する。 一述で、 一述で 一述で 一述で 一述で 一述で 一述で 一述で 一述で 一述で 一述で 一述で 一述 一述 一述 一述 一述 一述 一述 一述	、 かつ、 一月前までに公告し	同号の

	I 第 号	一 条 第 一	
項項	及び当該質権者	株主(	
及び第八号の三を除 第四項 (第八号の二	及び当該質権者並びに当該一定の日の前に当該一定の日の前に当該単位未満優先出資証券に係る単位未満優先出資の質権を出資の質権を出資の質権を出資の質権を出資の質権を出資の質権を出資の質権を対する。)及	優先出資社員等(	先出資社員名簿を含 別下同じ。)

設した口座 (以下	三条第二項本文(	
り振替機関等が開	む。)、第百四十	
項本文の申出によ	準用する場合を含	
第百四十六条第二	条第五項において	
合を含む。)又は	項及び第百四十六	
おいて準用する場	、第百四十条第二	
四十六条第五項に	る場合を含む。)	
含む。)及び第百	項において準用す	
て準用する場合を	第百四十六条第五	
六条第五項におい	四十条第二項及び	
第三項(第百四十	同条第三項(第百	
二項第一号(同条	条第二項第一号 (	
、第百三十三条第	。)、第百三十三	
の口座 (次項本文	用する場合を含む	
の振替を行うため	第一項において準	
当該振替優先出資	本文 (第百四十条	
ために開設された	ための口座 (次項	
満優先出資社員の	株式の振替を行う	
は証券提出単位未	設された当該振替	
社員等、質権者又	質権者のために開	項第二号
	二前号の株主又は	第百三十一条第一
\$		

までに当該発行者を前号の一定の日を前号の一定の日	の章において「既した口座(以下こ	振替機関等が開設本文の申出により	百四十六条第二項	を含む。)又は第	いて準用する場合	ら第十項までにお	。) 及び第七項か	用する場合を含む	項までにおいて準	条第七項から第十	(同条第三項(同	四条第二項第一号	む。)、第百四十	準用する場合を含	第十三項において	項、第十二項及び	に
							者に提出すべき旨	日までに当該発行	号の一定の日の前	先出資証券を第一	二の二 単位未満優	者に通知すべき旨	日までに当該発行	)を前号の一定の	いう。)を除く。	既存特別口座」と	この章において

項第八号	項第二号第二号	第百三十一条第三		項第百三十一条第二	
項として政令で定 る事項のうち、発 る事項のうち、発	株主又は質権者	以後、速やかに	株主又は当該質権者	株主又は質権者	に通知すべき旨
項として政令で定 一百者が知り得る事 一百者が知り得る事 一百年が知り得る事	位未満優先出資社員優先出資社員等、質	において	選 選	位未満優先出資社員優先出資社員等、質	

第百三十一条第五	項第一号第百三十一条第五																	
株主	掲げる記載又は記録																	める事項
優先出資社員等又は	掲げる措置	、そのうちの一)	二以上あるときは 該発行者の口座(	する場合には、当	八の三 前号に規定	口数	合には、その合計	ったものがある場	証券の提出がなか	単位未満優先出資	当該発行者に対し	の日の前日までに	一項第一号の一定	先出資のうち、第	された単位未満優	先出資証券が発行	八の二単位未満優	める事項

末 当該口座における前項第八号に掲 間であって同時機関の にも にも にも にも で の で あっ 直 近 下 位 機 男 の 機 関 の 機 関 の 機 関 の 機 関 の と も の と は 記 製 の と は 記 製 の と は 記 製 の と は 記 製 の と は 記 刺 の に も に も に も に も に も に も に も に も に も に	は記録は記録の記載の記載というでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	項 第 第 三 号 小 条 第 五
先出資社員		項第一号イ

客口座における	数と同項第五号の	
ものの口座の顧	係る同項第四号の	
上位機関である	ける当該加入者に	
二号の加入者の	座の顧客口座にお	
であって前項第	関であるものの口	
の直近下位機関	の加入者の上位機	
イ 当該振替機関	あって同項第二号	
に掲げる措置	の直近下位機関で	
ない場合には、次	ない場合には、そ	
を開設したもので	を開設したもので	
前項第三号の口座	前項第三号の口座	項第二号
当該振替機関が	二当該振替機関が	第百三十一条第五
ける事項の通知		
項第八号の三に掲		
対する同号及び同		
該直近下位機関に		
載又は記録及び当		
の口数の増加の記		
る同項第八号の二		
る当該発行者に係		
の顧客口座におけ		
であるものの口座		

	知 記載又は記録及び 当該直近下位機関 に対する同項第一 に対する同項第一 に対する同項第一
八 当該 場合には、当該 振替機 に対する 間項第一号から 間頭第一号から おける同項第八号までに掲 場合には、当該 振替機 関 に対する 関 知 の 記	る同項第四号の る同項第四号の が当該直近下 で記載又は記録 の記載又は記録

に第二号イ及び八同項第一号ト並び	項において準用す同項第二号 (この	項
6 前項の規定は、	6 前項の規定は、	第百三十一条第六
の通知		
三に掲げる事項		
び同項第八号の		
に対する同号及		
該直近下位機関		
は記録並びに当		
の増加の記載又		
八号の二の口数		
者に係る同項第		
おける当該発行		
座の顧客口座に		
であるものの口		
行者の上位機関		
あって同号の発		
直近下位機関で		
場合には、その		
したものでない		
三の口座を開設		
が前項第八号の		

は<br/>の通知があった場(これらの規定を<br/>で別の通知があった場(これらの規定を<br/>で別の通知があった場回題知があった場に場合における当<br/>で別の通知があった場における当該通用する場合を含む<br/>で別の通知があった場

7 。)の通知があっ 関する法律第四十 の四の二第一項本 る法律第四十八条 産の流動化に関す 場合であって、資 発行されていない り優先出資証券が 第三項の規定によ て準用する商法第 九条第一項におい て資産の流動化に 出資の全部につい て準用する。 座管理機関につい 該通知を受けた口 用する場合を含む た場合における当 二百二十六条ノニ 発行済みの優先

文の請求がないと

ಭ 位未満優先出資証 定の日の一月前ま を同項第一号の一 各号に掲げる事項 、その旨及び同項 わらず、発行者は する場合には、第 同意を与えようと 第十三条第一項の 資証券が発行され 規定により優先出 る商法第二百二十 条において準用す 流動化法第四十九 ないとき (旧資産 券が発行されてい 書の規定により単 き又は同項ただし でに公告し、又は ていない場合を含 六条ノ二第三項の 一項の規定にかか )において、